

議案第三十五号

港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年六月二十一日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の退職手当に関する条例（昭和三十二年港区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「」の下に「又は職員の死亡当時において、パートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）であつた者」を加え、同条第二項中「前項各号」を「同項各号」に改める。

第十三条第八項第二号中「」を「第五号において同じ。」又はパートナーシップ関係の相

手方」に改め、同項第五号中「同条第二項」を「その者及びその者により生計を維持されている同居の親族又はパートナーシップ関係の相手方の移転に通常要する費用を考慮した同条第二項」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の港区職員の退職手当に関する条例第十三条第八項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた同項の退職手当について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた同項の退職手当については、なお従前の例による。

(説明)

パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等に取り扱うため、本案を提出いたします。